第六十一条の次に次の一条を加える。

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知）

第六十一条の二　市町村の選挙管理委員会は、法第六十条第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

第六十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改める。

第六十三条の二第一項中「（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）」を削り、「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第六十条第二項」を「第六十条第五項」に改める。

第三章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節　共通投票所

（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）

第五十九条の二　法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一条	投票所	投票所又は共通投票所
第四十二条第一項	各投票区	各投票区及び共通投票所
	投票所	投票所又は共通投票所
第四十二条第一項各号	区域	区域又は共通投票所
第四十三条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第四十四条	投票所	投票所及び共通投票所
第四十六条	投票所内	投票所内又は共通投票所内
第五十一条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
第五十二条第四項	第五十九条第二項	第五十二条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十九条第二項
第五十三条	投票所外	投票所外若しくは共通投票所外
	第七十四条	第七十四条（法第五十二条の二第六項において準用する場合を含む。）
第五十四条	第六十七条第一項	第五十二条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第六十七条第一項
第五十五条	投票所	投票所又は共通投票所

（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知）

第五十九条の三　市町村の選挙管理委員会は、法第五十二条の二第三項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならない。

（市町村の区域が数開票区に分かれている場合における投票箱等の送致を受けるべき開票管理者）

第五十九条の四　市町村の区域（指定都市においては、区の区域）が分割開票区（法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域（指定都市においては、区の区域）を分けて設けられる開票区をいう。以下同じ。）により数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等（投票箱、投票録、投票人名簿又はその抄本（当該投票人名簿が法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該磁気ディスクをもって調製されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）及び在外投票人名簿又はその抄本（当該在外投票人名簿が法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該磁気ディスクをもって調製されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第百一条第二項及び第百十九条第一項において同じ。）をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）の送致を受けるべき開票管理者は、当該市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該区の選挙管理委員会）が指定した開票区の開票管理者とする。

2　指定都市以外の市町村の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該市町村の選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数市町村合同開票区

二　数市町村合同開票区

3　指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた開票区の開票管理者とする。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数市町村合同開票区

二　分割開票区、数市町村合同開票区及び数区合同開票区

三　数市町村合同開票区

四　数市町村合同開票区及び数区合同開票区

4　指定都市の区の区域が次に掲げる開票区のいずれかにより数開票区に分かれている場合には、当該区の選挙管理委員会が設けた共通投票所の投票管理者から法第六十九条の規定により投票箱等の送致を受けるべき開票管理者は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した開票区の開票管理者とする。

一　分割開票区及び数区合同開票区

二　数区合同開票区

5　市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、第一項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

6　指定都市以外の市町村の選挙管理委員会（第二項の規定による協議に係る共通投票所を設けたものに限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

7　指定都市の選挙管理委員会（第三項の規定による協議に係る共通投票所を設けた区の選挙管理委員会の置かれた区の属する指定都市の選挙管理委員会に限る。）は、同項の規定により開票区を定めた場合には、直ちにその旨を告示するとともに、当該区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

8　都道府県の選挙管理委員会は、第二項又は第三項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、当該指定都市の選挙管理委員会及び区の選挙管理委員会）を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。

9　指定都市の選挙管理委員会は、第四項の規定により開票区を指定した場合には、直ちにその旨を告示するとともに、区の選挙管理委員会を経て当該開票区の開票管理者に通知しなければならない。